平成２６年（フ）第１２４７３号
東京都多摩市貝取２丁目５－２－502
債務者　中川　弓子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４７４号
東京都江東区北砂３丁目33―14―205
債務者　向山惠津子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４７６号
千葉県印西市小林1773―13―102
債務者　伊東　亮子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４８０号
東京都江戸川区江戸川３丁目17―５
債務者　齋藤　健二
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４８７号
東京都墨田区吾妻橋１丁目18―２―304
債務者　後藤　将希
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９０号
千葉県市川市南行徳２丁目14―13―205
債務者　山田めぐみ
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９２号
東京都江東区南砂４丁目17―５―103
債務者　又吉　朝美（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００６号
東京都小平市小川東町４丁目３番１―307号
債務者　淺田　宗二
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７号
熊本県八代市麦島西町７号１番地井原マンションⅢ201
債務者　緒方　勇次
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月19日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第９５８号
東京都東村山市萩山町５丁目５番地11―204
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９７３号
東京都立川市西砂町４丁目10番地の４
債務者　高坂　健治
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１００４号
東京都小平市花小金井５丁目２番19―101号
債務者　沼野　祐美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７０号
熊本県水俣市洗切町10番18号、前住所熊本県水俣市袋８番地陣原団地７番２号
債務者　赤星　正彦
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月23日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第１２３５２号
東京都足立区西新井１丁目５－１－206
債務者　三柴　今子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４０９号
東京都江戸川区小松川１丁目２－２－1109
債務者　松崎　妙子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４９１号
東京都足立区西新井３丁目６－17―204
債務者　廣田　大樹
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部